

<対策のポイント>

農林水産物・食品の輸出を促進するため、認定品目団体等によるオールジャパンでの輸出力強化、JETRO・JFOODOによる新市場の開拓等に向けた商流構築及び海外消費者向け戦略的プロモーション、日本食・食文化の普及を担う海外人材の育成等の取組を支援します。

<事業目標>

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大 (5兆円 [2030年まで])
- 食品産業の海外展開による収益額 (3兆円 [2030年まで])
- インバウンドによる食関連消費額の拡大 (4.5兆円 [2030年まで])

<事業の内容>

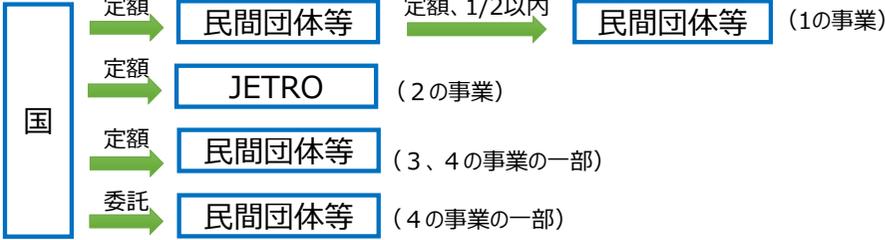
1. 品目団体輸出力強化支援事業 **862百万円** (前年度 756百万円)
 認定品目団体等がオールジャパンで行う輸出課題の解決や新たな輸出先の開拓等、業界全体の輸出力強化に向けて行う取組を支援します。

2. 戦略的輸出拡大サポート事業 **1,417百万円** (前年度 1,297百万円)
 新市場の開拓に向けた取組を促進するため、
 ① JETROによる非日系市場、未開拓の有望エリア等の新規商流開拓・構築、輸出事業者への情報提供や伴走支援等の取組を支援します。また、海外において日本産食材を積極的に使用する「日本産食材サポーター店」拡大等の取組を支援します。海外展開を目指す食品企業とその原材料調達元になり得る農林水産漁業者との商談組成を支援します。
 ② JFOODOによるJETRO等と連携した海外消費者向け戦略的プロモーション等の取組を支援します。輸出拡大とインバウンド消費の好循環を形成するための情報の集約と一元的な発信を担うポータルサイトの充実を図ります。

3. 輸出に取り組む優良事業者表彰事業 **8百万円** (前年度 8百万円)
 輸出に取り組む優れた事業者の表彰を行い、優良な取組を広く紹介します。

4. 日本食・食文化の魅力発信による日本産品海外需要拡大事業 **175百万円** (前年度 181百万円)
 海外における日本食・食文化の普及を担う外国人料理人の育成並びに日本食・食文化及び日本産食材の魅力発信等の取組を支援します。

<事業の流れ>



[お問い合わせ先]
 (1の事業) 輸出・国際局輸出企画課 (03-3502-3408)
 (2、4の事業) 海外需要開拓G (03-3502-8058)
 (3の事業) 輸出支援課 (03-6744-2398)

<事業イメージ>

品目団体によるオールジャパンでの輸出力強化

輸出物流の効率化に資する包材の統一

構造材輸出開始に向けたスギ・ヒノキ製材の性能検証

錦鯉の品質や価値を示す生産証明書発行システムの開発

戦略的輸出拡大サポート (JETRO・JFOODO)

日本食・食文化の普及

海外見本市に設置するジャパンパビリオン

現地小売店での日本産品の店頭プロモーション

外国人料理人への日本料理研修

品目団体輸出力強化支援事業

令和8年度予算概算要求額 862百万円（前年度 756百万円）

<対策のポイント>

認定品目団体等がオールジャパンで行う輸出課題の解決や新たな輸出先の開拓等、**業界全体の輸出力強化**に向けて行う取組を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

輸出重点品目について、認定品目団体等*が、品目ごとに生産から販売までの業界関係者を取りまとめ**オールジャパンで行う**、輸出力の強化に向けた次の①～⑧までの取組を支援します。

※輸出促進法に基づき認定された団体及び認定に向け取り組む団体

- ① 輸出ターゲット国・地域や新たな輸出先国・地域の開拓に向けた**市場調査及び課題解決に向けた実証等**
- ② 輸出促進のための**規格策定等、事業者の水平連携に向けた体制整備**
- ③ 海外における**ジャパブランドの確立・販路開拓活動**
- ④ 輸出との相乗効果を図るための**海外展開の促進**
- ⑤ 輸出との相乗効果を図るための**インバウンド消費の拡大**
- ⑥ **任意のチェックオフ制度導入に向けた体制整備**
- ⑦ 品目団体の機能強化のための**専門家・コンサル等による支援**
- ⑧ ジェトロやJFOODOとの**連携強化推進**

<事業イメージ>

- ①-例 ・マーケティングを行う**現地エージェント**を活用した**コメ市場の調査**
・米国への**構造材輸出のためのスギ製材**の性能検証
・米国における**焼酎・泡盛の規制緩和**に向けた活動
- ②-例 ・輸送資材や**温度管理、洗浄方法等**、相手国等のニーズに対応した**規格やマニュアル等の策定**
・旬の**青果物**を活用した**スイーツ**による外食店での**長期間フェア**を可能とする**リレー出荷**のための出荷時期や数量等の調整
・商流構築のために構成員が行う必要な**認証取得への支援**(1/2以内)
- ③-例 ・錦鯉の品質や価値を証明する**電子生産証明書システム**の開発
・商談の多様化に向けた**真珠のオンライン入札システム**の開発
・バイヤー等向け**教育セミナー**の開催、**品目専門見本市**への出展等
- ④-例 ・海外現地の市場や規制、手続等に精通する**専門家やバイヤー**等による**セミナー開催**
- ⑤-例 ・味噌蔵ツアー等による**インバウンド客の誘客**
・インフルエンサーを招へいし、**輸出産地の魅力を情報発信**
- ⑥-例 ・任意のチェックオフ導入に向けた**諸外国の事例調査**や国内関係者を集めた**検討会の開催**、**徴収体制の構築**、**徴収事務等**
- ⑦-例 ・品目団体が行う**人材確保のための専門家への相談**
・**専門人材による会員向け輸出促進セミナー**等の開催
- ⑧-例 ・**ジェトロやJFOODOとの連携**による現地系外食店での**フェアの実施等**、**新市場開拓に資する取組**（①～⑦のいずれにも対応）



<事業の流れ>



**リレー出荷による
スイーツ店での
長期間フェア**

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
メロン	もも	シャインマスカット	なし	かんしょ	クリスマス	いちご	きんかん	

日本食・食文化の魅力発信による日本産品海外需要拡大事業

令和8年度予算概算要求額 175百万円（前年度 181百万円）

<対策のポイント>

日本食・食文化の普及を担う外国人日本食料理人等の育成並びに日本食・食文化及び日本産食材の魅力発信の取組を推進を通じ、海外における日本産食材の海外需要を拡大することで農林水産物・食品の輸出促進を図ります。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円 [2030年まで]）、インバウンドによる食関連消費額（4.5兆円 [2030年まで]）

<事業の内容>

1. 日本食・食文化普及の人材育成事業

海外において日本食・食文化及び日本産食材の魅力を適切かつ効果的に発信するため、日本食・食文化の普及を担う人材の育成等に資する以下の取組を実施します。

- ① 海外日本食料理人育成のための招へい研修支援
- ② 日本料理の調理技能認定推進支援
- ③ 外国人日本料理コンテストの開催支援
- ④ 海外料理学校等での日本食講座開設・講師派遣支援
- ⑤ 日本料理技能修了生の海外におけるネットワーキング強化
- ⑥ 日本食・食文化普及の功労者等の表彰
- ⑦ コンテンツを活用した食のブランディングに取り組む食品事業者等の人材育成（顕彰制度の創設、セミナーの実施）

2. 海外の日本文化関連イベントと連携した日本食・食文化の魅力発信

グローバルイベント等の機会に併せた日本食・食文化や日本産食材の魅力発信の取組を実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 日本食・食文化普及の人材育成事業

<現状・課題>

海外で日本食レストランが増加傾向にある一方で、専門的な知識・技能を有する日本食料理人等が不足。

<対応策>

更なる輸出拡大には、日本食・食文化や日本産食材の魅力を理解、発信できる外国人日本食料理人等の育成が必要不可欠。

日本料理の調理技能認定



調理技能等が一定のレベルに達した外国人日本食料理人を民間団体等が認定する制度の運用を支援



外国人日本食料理人を日本に招へいした日本料理店での研修等の実施を支援



海外の料理学校等での日本食講座開設や講師派遣を支援



海外においてコンテンツを活用した食のブランディングに取り組む食品事業者等の人材育成のため、以下を実施
・食×コンテンツにおける顕彰制度
・食品産業界向けIP基礎講座等

2. 日本文化関連イベント等における日本食・食文化発信事業

海外における日本食・食文化や日本産食材の魅力発信を行い、日本食・食文化の普及を目指します。



▲都道府県人によるブースの出席 ▲ブラジルの食事情に精通した専門家等によるセミナー

ターゲット国における輸出・海外展開支援体制の確立強化事業

令和8年度予算概算要求額 431百万円（前年度 214百万円）

<対策のポイント>

主要な輸出先国・地域において、**輸出支援プラットフォームを運営**し、未開拓の現地商流へのアプローチ、都道府県等のプロモーションのオールジャパンでの展開に向けた伴走支援等に加え、**食品企業の海外ビジネス展開に向けたサポート体制の強化**等、現地発の各般の取組を通じて国内の**輸出事業者等を支援**します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

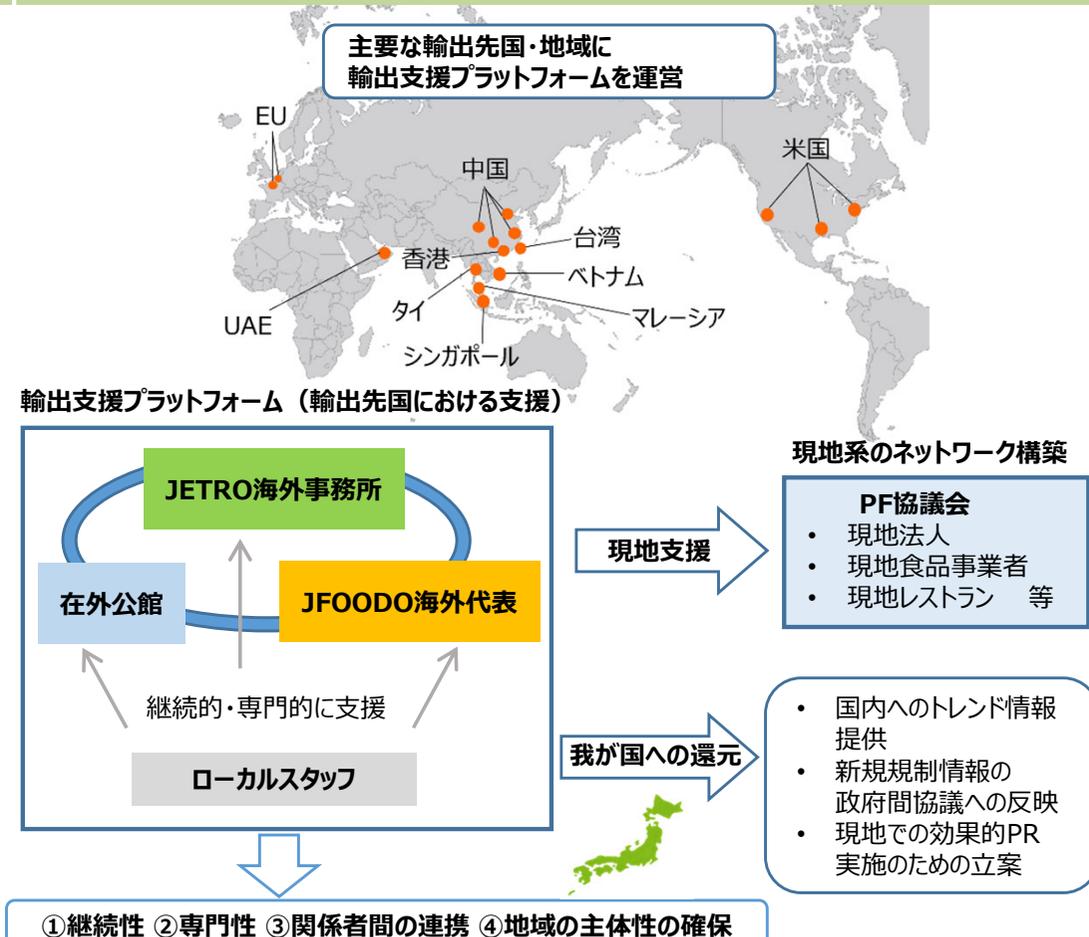
海外現地において農林水産物・食品の輸出促進と併せて、食品企業の海外ビジネス展開に向けたサポート体制を強化するため、輸出支援プラットフォームを運営し、都道府県や品目団体等と連携しつつ、輸出事業者等を包括的に支援します。

- ① 非日系をはじめとする未開拓の現地商流へのアプローチを強化
- ② 都道府県等様々な主体によるプロモーションについて、オールジャパンで効果的に展開するための立案や、商流に繋げるための伴走支援等を実施
- ③ 現地系ネットワークの構築等を通じて、現地事業者との連携を強化し、販路開拓につながる取組等を推進
- ④ 輸出先国の規制、消費者の嗜好、ニーズなど現地発の有益な情報をカントリーレポートとして発信し、事業者への情報提供を実施
- ⑤ 現地での営業・投資に係る規制についての情報提供や相談受付、現地に進出している日系企業のネットワーク化によるロビイング体制の構築を行うとともに、**現地の業規制・商習慣に通じたアドバイザー配置等により食品企業の海外ビジネス展開に係るサポート体制を強化**

<事業の流れ>



<事業イメージ>



<対策のポイント>

食品関連事業者の**海外展開を推進**するため、主要な輸出先国や新市場国などの重点国への海外展開や、輸出拡大への寄与度の高い食品製造業や外食業に重点化した海外展開の指針を作成した上で、企業の規模や業種、海外進出ステージに応じて、**地域や業種ごとの多様なニーズの把握、優良事例等に係る官民間及び企業間の情報交換・交流**を図ります。

<事業目標>

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円 [2030年まで]）
- 食品産業の海外展開による収益の増加（3兆円 [2030年まで]）

<事業の内容>

1. 輸出に寄与する重点国等向けの海外展開に向けた指針の作成

- ① **現地規制、商慣習等に精通したアドバイザーを配置**し企業の海外展開を**伴走支援**するとともに、主要な輸出先国や新市場などの重点国の**海外展開戦略**を作成します。
- ② **食品製造業や外食産業**の事業者が海外展開の各段階で求められる**手続きや留意点等を業種ごとにまとめたガイドライン**を策定・周知します。

2. 食産業の海外展開支援のための官民連携等の環境整備の推進

我が国食産業の海外におけるビジネス展開を支援するため、**グローバル・フードバリューチェーン（GFVC）推進官民協議会**の枠組みの下で、以下の取組を効果的・包括的に実施します。

- ① 海外ビジネス展開を図るための**地域・業種ごとの多様なニーズの把握・優良事例に係る官民間及び企業間の情報交換・交流の推進**
- ② 新市場国への海外ビジネスミッションを通じた現地政府機関・企業との関係構築

<事業の流れ>



<事業イメージ>

課題

農林水産物・食品の輸出をはじめとした海外需要の獲得に向けて、我が国食産業の海外ビジネス展開を戦略的に推進していくことが重要

事業内容

官民が連携した海外展開支援、推進等のイメージ

・アドバイザーによる伴走支援とともに、海外展開の優良事例やノウハウをワンストップで蓄積
 ・食品製造業や外食産業ごとに深掘したガイドラインを提供

・GFVC官民協議会のセミナーや会員専用ポータルサイトなどを通じた官民間及び企業間の情報交換・交流の推進
 ・現地の投資機関やパートナーとなりうる現地企業との関係構築

企業の海外展開

成果

- 農林水産物・食品の輸出拡大
- 食品産業の海外展開による収益の増大

食品関連事業者の海外展開に向けた投資可能性調査支援事業

令和8年度予算概算要求額 30百万円（前年度 10百万円）

<対策のポイント>

海外現地での物流・商流等の拠点づくりをはじめ、日本食材・食文化の活用・普及に寄与する食品関連事業者の海外でのビジネス展開を推進するため、民間企業による投資案件形成を支援します。なお、特に輸出拡大との相乗効果を発揮させる観点から、特に食品製造や外食産業の海外展開による投資案件形成の重点化（優先化）を行います。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）、食品産業の海外展開による収益の増加（3兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

食品関連事業者の海外展開に向けた投資可能性調査支援事業

農林水産物・食品の輸出にも資する海外現地での物流・商流等の拠点づくり等の食品関連事業者の海外でのビジネス基盤の整備に向けて、民間事業者が行う投資案件形成のための投資可能性調査に必要な経費を支援します。

<事業イメージ>

事業対象

案件形成

物流施設に加えて、食品製造業の加工施設や外食産業のフランチャイズ展開などの海外でのビジネス基盤の整備に向けた投資可能性調査を支援

投資の実施

公的機関（政策金融公庫等）及び民間金融機関からの融資等による資金供給



【海外の冷蔵・冷凍物流倉庫】

<事業の流れ>



投資可能性調査への支援により、食品企業の健全な発展や輸出拡大等に寄与する海外投資を促進する

中南米日系農業者等との連携強化・ビジネス創出事業

令和8年度予算概算要求額 74百万円（前年度74百万円）

<対策のポイント>

- 政府間協定により農業者の移住事業が締結された中南米地域には現在約310万人の日系人が居住しており、中南米地域の日系社会支援を積極的に実施するため、外務省内に「中南米日系社会連携推進室」が設立されるなど、政府全体で中南米地域の日系人社会との様々な交流事業が行われています。
- 中南米地域はブラジルをはじめ穀物等の世界の食料供給基地であり、また、日本食への関心が高いため、我が国の穀物等の安定供給の確保及び農林水産物・食品の輸出促進の観点から、引き続き良好な関係を維持・強化するべく、日系農業者・農業団体等を対象に、連携強化会議、日系企業とのビジネスマッチング、日本における農業技術研修、官民合同会議等を行います。

<事業目標>

- 我が国の食料安全保障、農林水産物・食品の輸出拡大に資するため、本事業に参加した日本企業等の中から各年度5年以内に日系農業者・農業団体等とのビジネスが成立。

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 中南米日系農業者や農業団体等との連携強化

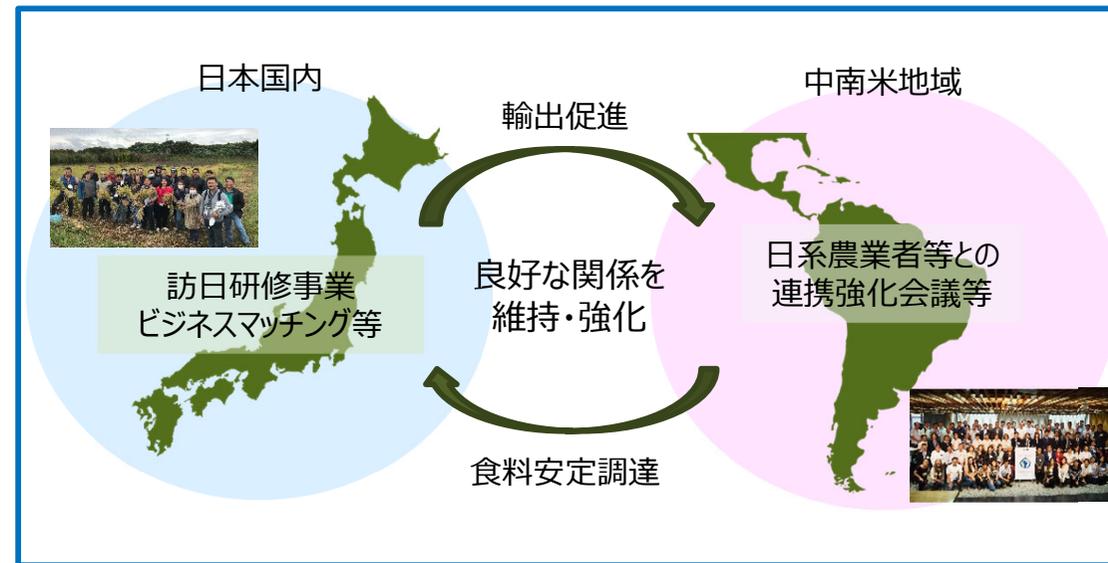
- ・日本と中南米日系農業者間や中南米日系農業者同士の交流・連携強化を図るため、現地において連携強化会議等の取組を実施します。
- ・現地の日系農業者団体や物流関係者と、日本の輸入商社や食産業関係者との協力を通じた我が国への食料の安定供給や現地ビジネスでの連携強化を図るべく、日本及び現地で交流の機会を設けビジネスマッチング等を実施します。

2. 現地の若手リーダー育成や先端技術による生産性向上の支援

- ・中南米の日系農業者を日本に招へいし、生産性向上等に係る技術研修や日本企業関係者との農産物貿易等に係る意見交換、セミナー等を実施します。

3. 中南米への戦略的ビジネス環境整備

- ・中南米における農林水産業・食産業分野での戦略的ビジネス環境を整備し、日本産農林水産物・食品の輸出促進や農林水産業・食産業の事業展開を推進するため、必要となる調査や官民合同会議等の取組を行います。



<事業の流れ>



中南米の日系農業者と日本の商社や食品・農業関係企業等との連携強化を通じて、我が国の穀物等の安定供給を確保するとともに農林水産物・食品の輸出を促進。

植物品種等海外流出防止・活用推進総合対策事業

令和8年度予算概算要求額 297百万円（前年度 152百万円）

<対策のポイント>

優良品種の海外への流出を防止しつつ海外からの稼ぎにつなげていくため、海外での品種登録や国内外の育成者権侵害対策、戦略的な海外ライセンス推進のための環境整備等を総合的に支援するとともに、品種保護のための品種識別技術の開発・高度化等の取組を実施します。

<事業目標>

- 輸出重点品目の海外での1品種あたりの平均品種登録国数（2か国〔令和9年度まで〕）
- 戦略的な海外ライセンスモデルの確立（ライセンス先による商業栽培の開始1件以上〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 育成者権の保護・活用支援等

177百万円（前年度 97百万円）

- ① 海外出願促進対策（品種登録（育成者権の取得）の支援）
- ② 育成者権侵害対策
育成者権の侵害対策に向けた侵害調査、専門家への相談等を支援します。
- ③ 海外ライセンス推進に向けた環境整備
ライセンス候補国の種苗の検疫等の規制の調査・対応、日本品種の導入推進に向けたプロモーション、海外ニーズと国内未利用品種のマッチング等を支援します。
- ④ 防衛的許諾に係るモデルの構築
高侵害リスク国での監視・侵害対応を目的とした許諾のモデル構築を支援します。
- ⑤ 優良品種の実践的な国内管理モデルの導入
苗木のリース方式等を活用した厳格な品種管理のモデルの構築を支援します。
- ⑥ 種苗資源の保護
種苗生産の維持が困難である在来種等の種苗資源の保存活動を支援します。
- ⑦ 流通品種データベースの運用
流通名から容易に品種情報を検索できるデータベースの運用を支援します。

2. 育成者権保護のための環境整備

120百万円（前年度 55百万円）

グローバルな品種展開に向け、品種保護のための品種識別技術の開発・高度化や、東アジア地域における品種保護の環境整備等の取組を実施します。

<事業イメージ>

1.②

育成者権侵害対策

育成者権者が行う以下の取組を支援

- オンライン取引の巡回・監視等の調査
・いちご、ぶどう等の侵害品が多い品目を中心に行う巡回・監視等
- 侵害疑義品への対応
・出品取下げ要請、出品者への警告、訴訟等への対応



1.③、④

戦略的な海外ライセンスの推進

- ◆ 海外ライセンス推進に向けた環境整備
・検疫等の規制への対応を支援
① 検疫等の調査・対応の検討、専門家の活用
- ◆ 防衛的許諾に係るモデルの構築
・当該国のパートナー候補・品種保護の調査、専門家の活用、契約書の作成等を支援
② 検疫可能な無病苗の準備、対応

相手国

パートナー企業による当該国での監視・侵害対応により無断栽培を抑止



1.⑤

優良品種の厳格管理

品種流出防止に向けた産地等のモデル的な取組を支援

【モデル】苗木のリース、管理徹底により産地外流出を実効的に防止



・契約書作成、説明会の開催、剪定枝の適切な処分等に必要経費を支援

足下の国内管理の徹底

2.

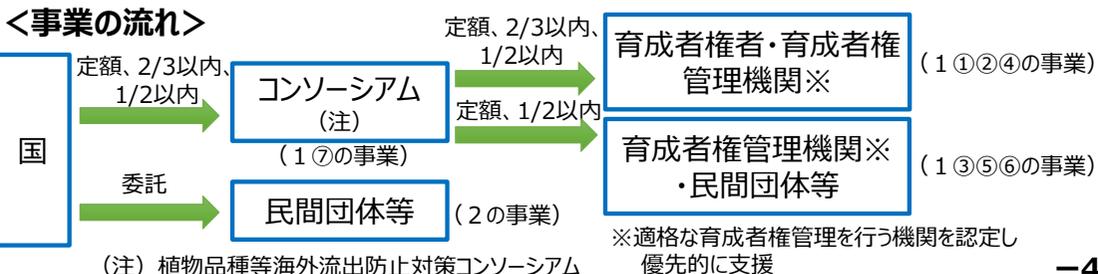
DNA品種識別技術の開発・高度化

DNA技術や画像解析技術等を活用し、迅速かつ効果的な品種識別技術の開発・高度化等を実施



品種登録審査や侵害立証等の対応を加速化

<事業の流れ>



※適格な育成者権管理を行う機関を認定し優先的に支援

【お問い合わせ先】 輸出・国際局知的財産課（03-6738-6443）

<対策のポイント>

農林水産業・食品産業全体の知的財産の保護・活用を進めるため、農林水産業・食品産業についての知見を有する農業知財専門人材（弁護士、弁理士等）による助言や伴走支援を行うための相談窓口の整備を推進します。また、農業現場等の知財意識・能力の向上、農業知財専門人材の育成を支援するほか、海外における模倣品排除のための監視と現地制度等の調査を行います。

<事業目標>

- 相談対応件数1,000件/年 [令和11年度まで]
- 知的財産の保護・活用の優良事例数100件（累計） [令和12年度まで]

<事業の内容>

1. 農業知的財産保護・活用等支援事業 100百万円（前年度 88百万円）

① 農業知財総合支援窓口の整備

農林水産業・食品産業関係者からの相談内容に応じて、適切な農業知財専門人材を紹介し、農業知財保護・活用に向けた実践的な相談対応を行うための窓口の整備を推進します。また、知財の保護・活用に意欲のある相談者に対して、専門家による伴走支援を行います。また、これらに必要な情報収集・調査を支援します。

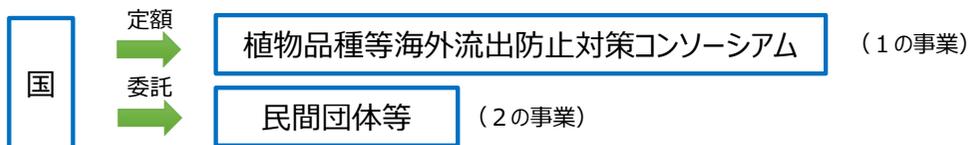
② 知財人材の育成・確保

- 現場での知財の保護・活用が進むよう、
- ア 農林水産業・食品産業に適したアドバイスができる知財専門人材の育成・確保
- イ 農業・食品産業関係者全体の意識向上
- ウ 現場で知財マネジメントの実践を指揮する中核人材の育成を目的とする、研修セミナーの実施を支援します。

2. 地理的表示模倣品等対策委託事業 45百万円（前年度 28百万円）

国内外における地理的表示（GI）等の不正使用の監視及び対応と、これらに必要な現地制度等の調査を行います。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農業知財総合支援窓口 [1.①]

(登録) 農業知財専門相談員

(弁護士、弁理士等)

窓口で受け付けた相談内容
に応じた専門人材を紹介

相談者

・相談対応

企画、生産、販売、輸出等の事業フェーズごとの知財に関する個別の相談に対応

・伴走支援

知財戦略の策定から実践までプロジェクト単位でコンサルティング

農業知財専門人材を
相談員として登録

農業知財専門人材の育成 [1.②ア]

現場の知財意識・能力の向上
[1.②イ、ウ]

- ・種苗業者向け種苗管理プログラム
- ・農林水産業・食品産業関係者全体の教育

調査結果利用

情報収集・実態調査
[1.①、2]

- ・現地制度調査
- ・国内外品種等侵害状況把握
- ・国内外のGI名称等不正使用、模倣品の監視 等

<対策のポイント>

農林水産物・食品の付加価値向上・輸出拡大に向け、**地理的表示（GI）や商標等によりブランドを保護・活用するモデル的な取組を支援**します。加えて、ブランド化に役立つ**GI保護制度の活用を進めるため、登録申請のサポートや、国内外における我が国GIの認知拡大を推進**します。

<事業目標>

- 知的財産の保護・活用の優良事例数100件 [令和12年度まで]
- GI登録数を212産品に拡大 [令和12年度まで]

<事業の内容>

1. ブランドの保護・活用により稼ぐモデルの創出支援

GIや商標等を用いたブランドの保護やブランド価値向上・活用の取組が拡大するよう、商標等の権利取得、ライセンス契約の締結、マーケティング等の**モデル的取組を支援**します。

また、その成果を普及し、**優良事例の横展開を図るためのセミナー等**の開催を支援します。

2. 地理的表示（GI）保護制度の活用推進

輸出等により稼ぐことを指向する多様な産品をGI申請につなげるため、**産地等のGI申請をサポート**します。

また、インバウンドや輸出に活用できるよう、**我が国のGI保護制度やGI産品の国内外での認知向上**に向けた取組を推進します。

<事業イメージ>

1. ブランドの保護・活用により稼ぐモデル的取組の拡大

【海外展開に向けた取組の例】

・日本の高糖度トマトのブランド名と栽培技術を商標等により保護しつつ、欧州に現地法人を設立し、商標と技術をセットでライセンスすることで、海外市場を開拓

【インバウンドに向けた取組の例】

・GI産品の緑茶の産地にインバウンドを誘客するため、最高級の緑茶と地元料理に加えて、茶畑の景色や伝統工芸（織物等）も体験できるガイド付きツアーを提供



商標等の権利取得、ライセンス契約の締結、マーケティングや商品開発等の取組を支援して**モデルを創出し**、セミナー等の実施により**横展開**

2. GIの申請から登録後までの一貫したサポート体制の構築

GI申請支援

産地の申請をサポート

説明会・アドバイス



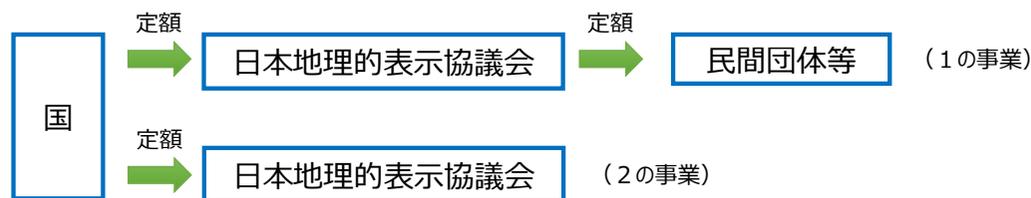
GI登録

GI活用等拡大支援

国内外への発信による認知向上



<事業の流れ>



植物遺伝資源・品種のグローバルな保護・活用

令和8年度予算概算要求額 185百万円 (前年度 135百万円)

<対策のポイント>

多様な遺伝資源を活用した優良品種の開発促進を図るため、国際連合食糧農業機関（FAO）への拠出を通じ、食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGRFA）事務局の運営に必要な資金を拠出することにより、締約国としての責任を果たすとともに、植物遺伝資源の取得を円滑化します。

また、グローバルサウス地域での遺伝資源の評価・保全に係る技術支援を通じたネットワークを形成することにより、革新的な新品種の開発に向けた基盤を構築します。

植物新品種保護国際同盟（UPOV）への拠出を通じ、国際的に調和した植物品種保護制度の整備支援や植物新品種と育成者権を活用した優良事例の収集と分析を行うことにより、UPOVへの加盟促進や品種保護制度の強化に向けた取組を行います。

<事業目標>

- ITPGRFAの枠組みを通じて、植物新品種の開発に資する有用遺伝資源の取得を促進
- グローバルサウス地域における有用在来遺伝資源の保全・活用等を通じた農業の強靱性と生産性等の向上、革新的新品種開発に向けた基盤構築
- アジア諸国等のUPOV加盟促進、品種のライセンス生産により、生産者の経営安定・収益向上に効果がある事例分析を3件以上実施 [令和10年度まで]

<事業の全体像>

1. 食料及び農業植物遺伝資源条約（ITPGRFA）拠出金（FAO拠出） 54百万円

- ITPGRFAは、持続可能な農業及び食料安全保障の観点から、特に重要な食料及び農業のための植物遺伝資源を締約国が円滑に取得するための多数国間の制度を構築しており、本条約への加入とルールメイキングへの参画は、我が国の品種開発を加速化させるために重要です。
- 我が国は本条約に平成25年7月に加入、同年10月発効したことに伴い、締約国として重要な植物遺伝資源の導入が円滑に進展するよう、本条約の事務局運営に必要な資金をFAOに拠出します。

2. グローバルサウス地域の有用在来遺伝資源の保全・活用支援事業（FAO拠出） 40百万円

- 農業の持続的な発展と食料安全保障の確立には、優良品種の開発促進が重要であり、その素材となる多様な植物遺伝資源の保全・活用が不可欠です。このため、FAOへの拠出を通じ、有用遺伝資源が多く存在するものの保全等が十分でないグローバルサウス地域において、我が国への導入も見据えつつ研究機関や民間企業と連携し、イノベーションの実証・導入を通じた遺伝特性評価や種子の生産・品質向上等の取組を支援することで、同地域との新たなネットワークを形成し、革新的な新品種開発に向けた基盤を構築します。

3. 植物新品種のグローバルな保護・活用の環境整備支援事業（UPOV拠出） 90百万円

- アジア諸国等のUPOV加盟促進のため、UPOV制度の役割や便益の周知・啓発、UPOV条約に整合した法整備とその運用体制強化に向けたデジタルツール活用や審査協力の推進等のUPOV事務局による取組を支援します。
- また、UPOV事務局による植物新品種と育成者権を活用した優良事例の収集・分析や持続可能な農業に資する新品種導入等に向けた各国の品種保護制度強化等の取組を支援します。

[お問い合わせ先] (1の事業) 大臣官房環境バイオマス政策課 (03-3502-5303)

-48- (2、3の事業) 輸出・国際局知的財産課 (03-6738-6444)

輸出環境整備推進事業

令和8年度予算概算要求額 1,385百万円（前年度 1,298百万円）

<対策のポイント>

農林水産物・食品輸出本部の下で、輸出先国で講じられる規制等の調査・分析、施設認定・証明書発給等の輸出手続の円滑化、輸出先国が求める食品安全規制等への対応強化など、輸出事業者が輸出に取り組むための環境整備を実施します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 規制の緩和・撤廃に向けた協議の加速化 425百万円（前年度476百万円）

政府間交渉に必要となる科学的データの収集・分析、輸出障壁解消のための諸外国の規則に関する調査・分析や影響評価等を実施します。

2. 輸出手続の円滑化、利便性の向上 162百万円（前年度162百万円）

証明書発行や施設の認定を行う都道府県、登録認定機関等における研修等による実務担当者の能力向上、人員の増強や検査機器の導入等を支援します。

3. 生産段階での食品安全規制等への対応強化 799百万円（前年度661百万円）

- ① 事業者による輸出先国の規制等へ取り組む対応として
 - ア 農畜水産物モニタリング検査及び検査法の確立
 - イ 国際的認証の取得、施設認定、輸出先国検査官の招へい、新たな規制等に対応するための検査、HACCPや規制への対応に係る研修等の開催等を支援します。
- ② 国際貿易の進展に伴う二枚貝の衛生管理方策の検証・普及を行います。
- ③ EU等向け輸出水産食品取扱施設の認定・監視等を行います。
- ④ 二枚貝等の生産海域指定や輸出の制限要因克服のためのデータを収集します。
- ⑤ 農林水産物・食品製造等施設の登録規制への対応を行います。

【1. 協議の加速化】



科学的データの収集・分析や規則の調査

【2. 輸出手続の円滑化、利便性の向上】

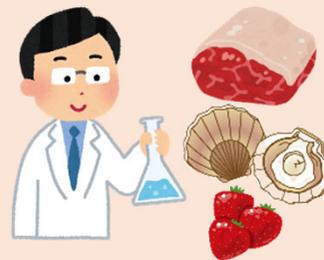


研修等による実務担当者の能力向上の支援

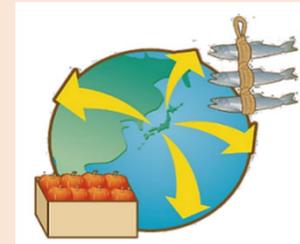


証明書発行業務の人員増強の支援

【3. 生産段階での食品安全規制等への対応強化】



農畜水産物モニタリング検査等の支援



国際的認証や施設認定の取得等の支援



EU等向け輸出水産食品取扱施設の認定・監視等

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

(1、2、3①③④⑤の事業) 輸出・国際局規制対策グループ
 (3②の事業) 消費・安全局食品安全政策課

(03-6744-2378)
 (03-3502-8731)

輸出先国の主要輸出障壁の実態調査、データ収集等事業

令和8年度予算概算要求額 425百万円（前年度476百万円）

<対策のポイント>

輸出先国の規制の緩和・撤廃に向けた協議の加速化を推進するため、輸出先国からの要求等に応じて必要となる日本産農林水産物・食品の安全性を証明する科学的データの収集・分析や諸外国の新たな規則に関する調査・分析等を実施します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

輸出先国の主要輸出障壁の実態調査、データ収集

- 放射性物質に係る日本産農林水産物・食品への輸入規制について、規制撤廃に向けた二国間協議を加速させるため、輸出先国からの要求等に応じて必要となる、日本産農林水産物・食品の安全性を証明する科学的データなどの情報の収集・分析を実施します。
- 放射性物質関係以外の輸入規制や規則についても、食品の安全性や環境への配慮等の観点から次々と新たに高度かつ複雑な規則が制定される方向にある中で、こうした規則が日本産農林水産物・食品の輸出の妨げとならないよう、輸出障壁となる可能性がある輸出先国の規則等に関する調査等を実施し影響を評価します。
- 我が国では使用が認められているが、輸出先国・地域では認められていない農薬等の化学物質について、輸出先での基準値設定を申請するために必要な各種試験データの取得や分析、輸出先当局との調整等を行います。

<事業の流れ>



課題

放射性物質、食品安全、環境への配慮等の規制や規則が輸出障壁となり、日本産農林水産物・食品が輸出できない／今後できなくなるおそれ



調査

- 輸出先国からの要求等に応じて必要となる農林水産物・食品の安全性を証明する科学的データの収集
- 規制や規則に関する情報収集・分析、輸出に与える影響の評価等



活用

- 適切なデータの提示を通じた二国間協議の加速化
- 規則の内容や、新たな規則に対応するためのガイダンスを輸出に取り組む事業者へ提供等



効果

放射性物質に係る輸入規制の撤廃のほか、収集・分析した情報に基づき、国と輸出事業者双方が規則への対応を進めることにより、日本産農林水産物・食品の輸出先国や輸出可能な品目が拡大



【お問い合わせ先】 輸出・国際局規制対策グループ（03-6744-1775）

自治体や民間検査機関等による証明書発給等の体制強化支援事業

令和8年度予算概算要求額 162百万円（前年度162百万円）

<対策のポイント>

農林水産物・食品の輸出に必要な輸出証明書の発行、輸出施設の認定の迅速化のため、また、輸出に取り組む事業者の利便性を向上させるため、これらの業務を担う都道府県や民間検査機関等の体制強化をします。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 体制強化・能力向上

実務担当者の能力向上を図るため、**研修の受講、開催**等を支援します。
また、輸出を希望する事業者の利便性向上を図るため、証明書の発行等を行う**人員の増強、検査に必要な試験所認定の取得**等を支援します。



研修等による実務
担当者の能力向上

証明書発行業務の
人員増強

2. 検査機器導入等

農林水産物・食品の輸出に必要な検査について、迅速化や効率化に必要な**検査機器の導入や更新**等を支援します。



検査機器の導入

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 輸出・国際局規制対策グループ（03-6744-1778）

<対策のポイント>

輸出先国・地域が求める、農畜水産物の動物用医薬品等の残留物質モニタリング検査、乳牛農場におけるブルセラ症・結核検査、二枚貝の生産海域モニタリング検査等について、民間団体等が実施するこれらの検査に要する経費を定額で支援します。

<事業目標>

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円 [2030年まで]）

<事業の内容>

1. 畜産物モニタリング検査支援

輸出先国が求める畜産物の動物用医薬品、農薬等の残留物質モニタリング等の検査に係る経費を定額で支援します。

2. 水産物モニタリング検査支援

輸出先国が求める水産物の動物用医薬品等の残留物質モニタリング等の検査に係る経費を定額で支援します。

3. 農産物モニタリング検査支援

輸出先国が求める青果物の残留農薬、微生物、重金属等の検査に係る経費を定額で支援します。

4. 生産海域モニタリング検査支援

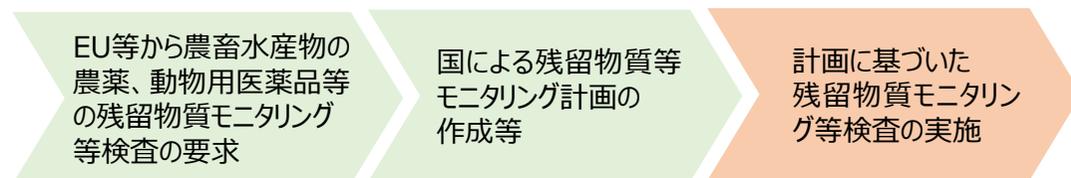
輸出先国が求める二枚貝の生産海域でのプランクトン及び貝毒等の検査に係る経費を定額で支援します。

<事業の流れ>

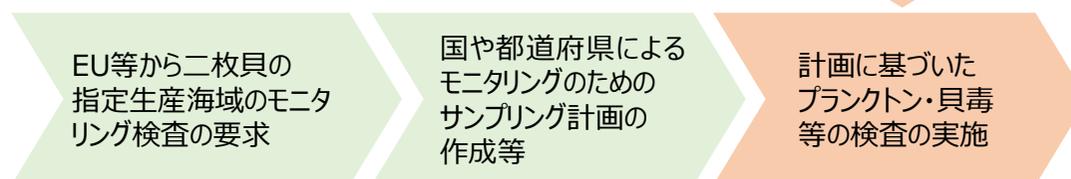


<事業イメージ>

(1～3の事業)



(4の事業)



※ 国の公的管理の下、残留物質等モニタリング検査の実施により、引き続き、輸出ができるステータスを維持



【お問い合わせ先】

- 1,3の事業：輸出・国際局規制対策グループ（03-3501-4079）
- 2,4の事業：輸出・国際局規制対策グループ（03-6744-1778）

農畜水産物モニタリング検査法確立事業

令和8年度予算概算要求額 100百万円（前年度－）

<対策のポイント>

輸出先国・地域が求める、農畜水産物の輸出に必要な残留物質等のモニタリングにあたって、輸出先国・地域の求める水準の信頼性を確保した分析結果を得ることが不可欠であるため、**妥当性確認された検査法の確立**を実施する。

<事業目標>

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

検査法の検討及び妥当性確認

対象：

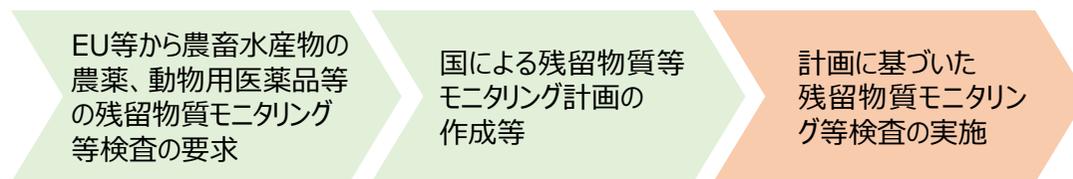
- ・ 日本が提出した残留物質等モニタリング計画等に関して、EU等から指摘があった検査項目の検査法
- ・ 令和5年12月のEUの残留物質等モニタリングの検査項目の分類変更に伴い追加された新たな検査項目の検査法
- ・ 国内で新たに承認された動物用医薬品・飼料添加物等の検査法

<事業の流れ>

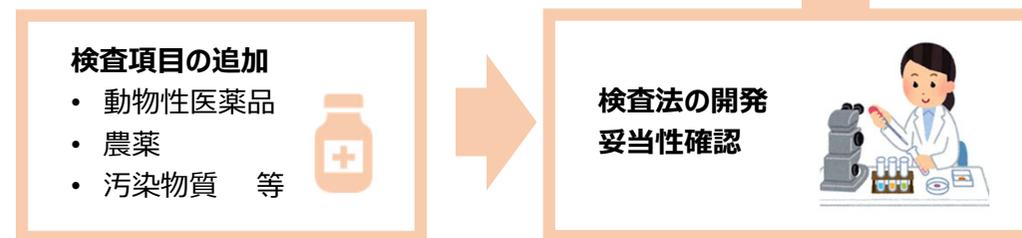


<事業イメージ>

- ・ 国際的に通用する信頼性を確保した分析結果を得るために、検査は、試験所の能力に関する国際規格であるISO/IEC 17025に適合している試験機関が実施する必要がある。
- ・ 検査機関のキャパシティに限りがあることから、EU等から示された追加の検査項目に優先順位をつけた上で、試験法の検討や妥当性確認を実施する。



※ 国の公的管理の下、残留物質等モニタリング検査の実施により、引き続き、輸出ができるステータスを維持



[お問い合わせ先] 輸出・国際局規制対策グループ（03-3501-4079）

<対策のポイント>

輸出額目標の達成に向け、輸出の障壁となっている**国際的認証の取得**、**輸出先国の要件に適合する施設の認定**、**輸出先国の規制に関する研修の開催**、**輸出先国検査官の招へい等**に係る事業者の取組を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 国際的に通用する認証の新規取得の支援

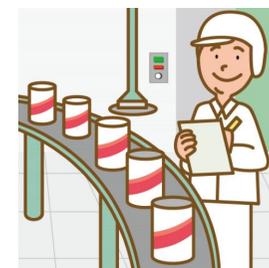
輸出拡大に繋がる国際的に通用する認証等の新規取得の取組について支援します。



国際的認証等の新規取得

2. 輸出先国の要件に適合する施設の認定支援

輸出先国からの施設認定の取得等について支援します。また、認定のための審査や現地確認等を実施する取組を支援します。



施設認定等の取得や審査・現地確認

3. 輸出先国の規制等の理解向上の取組の支援

事業者に対する輸出先国が求めるHACCP導入等に必要な一般衛生管理や輸出先国の規制への対応に係る研修の開催、技術的指導等の取組を支援します。



研修等による輸出先国の規制等の理解向上



輸出先国検査官の招へい



輸出先国の求める条件に応じた検査や適合宣言書の作成

4. 査察や合同輸出検査等に係る輸出先国検査官の招へい

輸出先国の検査官を招へいして行う査察、合同輸出検査等について支援します。

5. 輸出先国が求める条件に応じた検査等の支援

輸出先国の法令等に基づき求められている輸出前検査や適合宣言書作成、新たに求められる規制等への対応について支援します。

<事業の流れ>



（2の一部、4）

（1、2の一部、3、5）

【お問い合わせ先】

1,4,5の事業：輸出・国際局規制対策グループ（03-3501-4079）
2,3の事業：輸出・国際局規制対策グループ（03-6744-1778）

国際貿易の進展に伴う二枚貝の衛生管理方策の検証・普及推進事業

令和8年度予算概算要求額 54百万円（前年度54百万円）

<対策のポイント>

食品安全等に関する輸出先国の規制において、相手国から農畜水産物の生産段階での衛生管理が求められています。特に二枚貝の輸出に関しては、細菌を対象にした既存のリスク管理に加え、今後、ウイルスも対象にしたリスク管理が国際社会のスタンダードになることも想定されることから、**我が国の二枚貝の衛生状態の調査を実施**するとともに、**我が国の実態に合った二枚貝の衛生管理方策（ノロウイルス（NoV）についての養殖海域/加工場における衛生管理）を検証・普及**します。

<事業目標>

国産二枚貝の安全性を向上させるため、**国際的な衛生管理基準に整合した衛生管理方策の検証・普及**

<事業の内容>

国際貿易の進展に伴う二枚貝の衛生管理方策の検証・普及推進事業

養殖カキ中のNoVについて実態を調査し、科学的なデータに基づいて、衛生管理の向上を図ることにより、安全なカキ等の二枚貝を国内外に供給していきます。

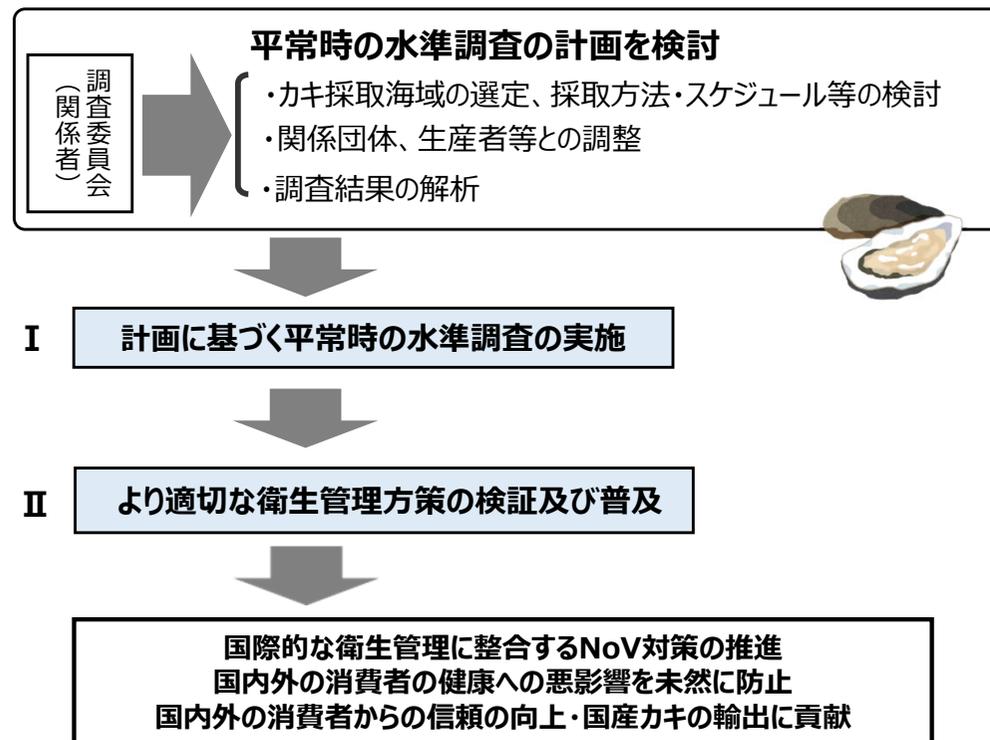
- I 国内のカキ生産地と連携し、養殖海域/加工場における**国産カキのNoV保有状況（平常時の水準）の調査**を行い、主要な生産地における実態を把握します（R7～8年度）。
- II 過去の調査事業で得られた現状の衛生管理の情報及び[I]の調査で得られた情報をもとに、国際的な動向を踏まえ、ウイルスを指標とした海域管理等のNoVリスク低減に向けた**衛生管理方策を重点的に検証・普及**します（R7～8年度）。

（※ 欧州13カ国は、欧州域内で生産されたカキのNoV保有水準を調査し（上記[I]に同じ）、衛生管理の向上を進めています。欧州等への輸出には同様の管理を求められる可能性を考慮し、国内の対策を進める必要があります。）

<事業の流れ>



<事業イメージ>



二枚貝の科学的・客観的な衛生管理の推進

【お問い合わせ先】 消費・安全局食品安全政策課（03-3502-8731）

<対策のポイント>

農林水産物・食品の輸出拡大を図るため、農林水産省が行う輸出施設の認定審査及び定期監視、輸出の際の荷口確認等を実施します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. EU等向け認定施設への定期監視等

- ① 輸出拡大に伴い増加する認定施設の定期監視、荷口確認、サンプリングを実施
- ② 定期監視員、荷口検査員養成講習会の実施

2. 都道府県職員に対する監視指導等の実施

冷凍船認定にかかる現地指導、都道府県職員向け講習会等の実施

3. EU等向け施設認定に係るガイドライン等の作成

加工施設、保管倉庫、市場、養殖場、生産漁船、冷凍船認定にかかるガイドライン等の作成

4. EU等向け施設認定に係るスクリーニングの実施

新規申請施設に対して認定にかかるスクリーニングを実施

<事業の流れ>



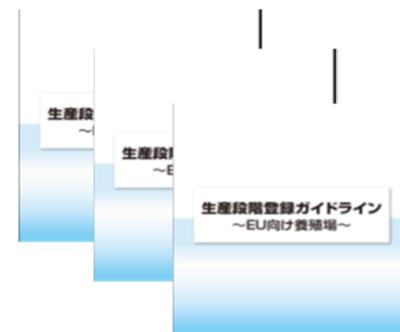
<事業イメージ>



定期監視、荷口確認等の実施



冷凍船認定の現地指導、都道府県向け講習会等の実施



加工施設、冷凍船等認定にかかるガイドライン等の作成



施設認定にかかるスクリーニングの実施

【お問い合わせ先】 輸出・国際局規制対策グループ（03-6744-1778）

生産海域の指定等に向けた基礎データの収集事業

令和8年度予算概算要求額 28百万円（前年度20百万円）

<対策のポイント>

輸出先国から求められている二枚貝の生産海域の指定に必要な基礎データ（化学物質や微生物の分析等）を収集し、行政機関や関係事業者と当該海域の管理方法を検討します。また、EUから求められている二枚貝の定期的なモニタリングを実施します。輸出先国側の規制に対応するため二枚貝等の生産、流通、加工における基礎データを収集します。

<事業目標>

- 米国及びEU向けの畜水産物の輸出額の拡大（772億円 [2025年まで]）
- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円 [2030年まで]）

<事業の内容>

1. 生産海域の指定に必要な基礎データの収集

(1) 海域指定に必要なデータの収集

米国、EU等向けの活二枚貝輸出について、生産海域の指定に必要な基礎データ（二枚貝に含まれる化学物質、重金属、貝毒や貝毒産生プランクトン等）を収集します。

(2) 有識者による検討会の開催

活二枚貝等の輸出に関する検討会を開催し、米国及びEUの規制に適合する海域管理方法のモデルについて取りまとめを行います。

2. 定期的な海域モニタリングの実施

EU向け二枚貝の輸出において、生産海域の指定の維持に必要な化学物質や微生物等の定期的なモニタリングを実施します。

3. 輸出先国の規制に対応するための基礎データの収集

輸出先国の規制に対応するため二枚貝等の生産、流通、加工における基礎データ（ホタテの中腸腺除去による貝毒低減効果、非加熱二枚貝について米国から要求されるデータ等）を収集します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



二枚貝に含まれる化学物質等のデータ収集
二枚貝等の生産、流通、加工における基礎データ収集



輸出先国の規制に適合する海域管理方法について検討会の開催



生産海域における定期的なモニタリング

【お問い合わせ先】 輸出・国際局規制対策グループ（03-6744-1778）

<対策のポイント>

中国等の輸出先当局による農林水産物・食品の製造等を行う国内事業者への登録義務規制等に対して、施設登録時の書類確認、適合性の現地調査、規制内容の周知、相談対応等を実施する。

<事業目標>

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

- ・ 国内事業者が行う輸出先当局に対する施設登録について、施設や衛生管理が輸出先国の要件に適合しているかの書類確認や登録申請などの手続きを、日本の管轄当局が行うよう輸出先当局から求められるケースが増えている。
- ・ これらの輸出先当局からの要求に対応し、我が国事業者の輸出の維持・拡大をするために必要な取組を実施する。

（施設登録に関して日本の管轄当局の管理が求められている例）

○ 中国向け食品の企業登録

2022年1月以降、特定の品目については、製造・保管等を行った企業を輸出国の管轄当局が中国当局に登録することが求められている。

○ インド向け水産食品等の製造等施設登録

インド向け水産食品等について、輸出国の管轄当局を通じて施設登録の申請を行い、インド政府の承認を受けることが求められている。

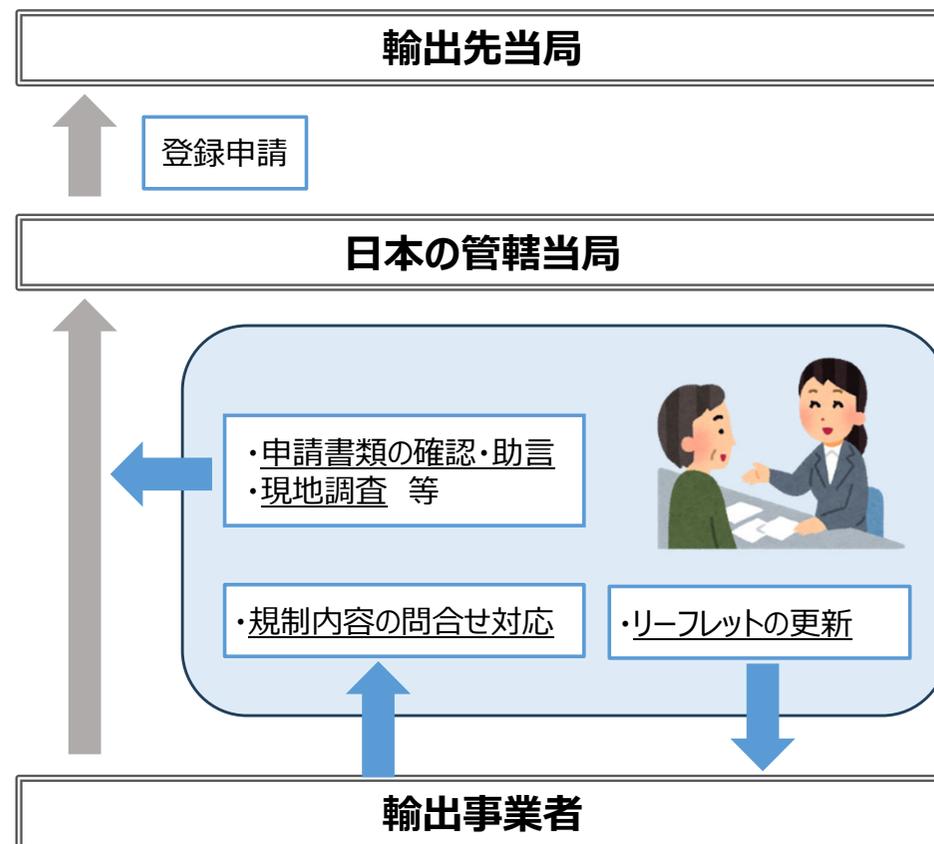
○ インドネシア向け乳製品等の製造施設登録

インドネシア向け乳製品については、輸出国の管轄当局を通じて施設登録の申請を行い、インドネシア政府の承認を受けることが求められている。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 輸出・国際局規制対策グループ（03-3501-4079）

米穀周年供給・需要拡大支援事業

令和8年度予算概算要求額 5,000百万円（前年度 5,000百万円）

<対策のポイント>

生産者、集荷業者・団体の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境を整備し、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や海外用など他用途への販売を行う取組等を実施する体制を構築するため、**民間主導のコメの周年供給・需要拡大等に対する取組を支援**します。

<事業目標>

生産者、集荷業者・団体による自主的な経営判断や販売戦略に基づき、需要に応じた米の生産・販売の実現

<事業の内容>

全国事業

1. 業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援

産地と中食・外食事業者等との安定取引を拡大するため、**民間団体等が行う業務用米の生産・流通の拡大に向けた展示商談会、新たな需要拡大に向けた商品開発・ニーズに基づく播種前契約のための取組、海外業務用需要などの新たな市場開拓に必要な取組等**を支援します。

産地事業

2. 周年供給・需要拡大支援

産地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、以下の取組を実施する場合に支援します。

- ① 主食用米を翌年から翌々年以降に長期計画的に販売する取組（播種前契約、複数年契約の場合は追加的に支援）
- ② 主食用米を海外向けに販売する際の商品開発、販売促進等の取組
- ③ 主食用米を業務用向け等に販売する際の商品開発、販売促進等の取組
- ④ 主食用米を非主食用へ販売する取組

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援

〔セミナー〕



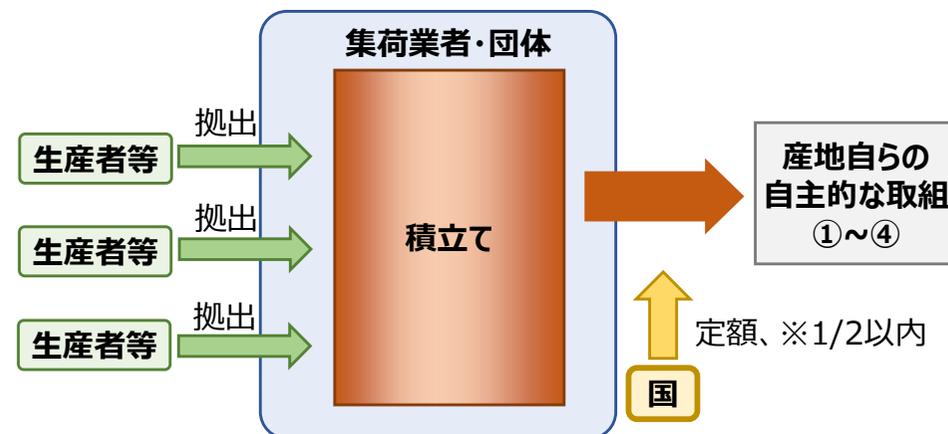
〔展示商談会〕



〔個別商談会〕



2. 周年供給・需要拡大支援



※ 値引きや価格差補填のための費用は支援の対象外。

<対策のポイント>

新たな食料・農業・農村基本計画においては、農業者の急速な減少や高齢化が見込まれる中、人・農地等の資源をフル活用した食料自給力の確保を位置付けたところであり、**米については、生産コストの低減等による生産性の向上、種子の安定供給、輸出や米粉等の需要拡大に係るKPIを設定**しています。この実現に向け、用途ごとの米に関する生産から消費までのそれぞれの取組を総合的に支援します。

<政策目標>

- 米の生産コストの低減（15ha以上の経営体：11,350円/60kg [令和5年度] →9,500円/60kg [令和12年度まで]）
- 稲、麦、大豆の国産種子需要に対する供給率（100% [令和12年度まで]）
- 米・パックご飯・米粉及び米粉製品の輸出量（35.3万t（原料米換算）[令和12年度まで]）等

<事業の全体像>

1. 米穀等生産力強化促進事業【1,935百万円（前年度 - ）】

① 持続的種子生産総合対策事業

高温耐性や多収性などの多様なニーズにも対応した安定的な種子の生産・供給体制の構築に向けた取組や新規採種農家の参入促進等を支援します。



② 生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業

稲作の大幅なコスト削減に向けた地域全体で取り組む経営分析や革新的な技術の実証等や、労働力不足への対応策となる直播の導入等を支援します。

3. 米穀等需要開拓事業【840百万円（前年度 - ）】

① 米需要創造価値推進事業

米の消費量減少に歯止めをかけるため、米の付加価値への理解に繋がる、年代ごとの食生活や意識変化に対応した情報発信の取組を支援します。

② 米・米加工品輸出拡大推進事業

日本産米・米加工品の更なる輸出拡大に向け、進出候補先国・地域の調査や海外需要開拓・定着、新たな輸出産地の形成等の取組を支援します。



③ APTERRの枠組みを活用したコメ加工品普及推進事業

東南アジアにおいて災害対応に優れた加工米飯の魅力を発信する取組を支援します。

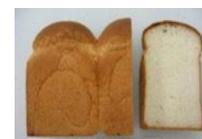
2. 米穀流通情報整備事業【80百万円（前年度 - ）】

米穀の国内需給状況を的確に把握するため、販売価格、販売数量等のデータ（POSデータ等）に基づき販売、消費等の動向の調査・分析を行います。

4. 米穀等需給安定対策事業【1,102百万円（前年度 - ）】

① 米粉等需給安定・利用促進対策事業

国産米粉の特徴を活かした新商品の開発、米粉製品の利用拡大に向けた情報発信、製粉企業・食品製造事業者の規模拡大の取組等を支援します。



米粉パン

また、米粉用米等の安定供給に向けた原料米の複数年契約の取組を支援します。



米粉麺

② 米穀需給変化対応事業

米の需給変化に即応し、加工用米・新規需要米の国民への安定供給を実現するため、産地や流通事業者等が策定する需給安定計画に基づき、各段階の関係者が連携しながら、供給力を強化するために必要な取組を支援します。



米穀等安定生産・需要開拓総合対策事業のうち
米・米加工品輸出拡大推進事業

令和8年度予算概算要求額 785百万円（前年度 — ）

<対策のポイント>

日本産米・米加工品の更なる輸出拡大に向け、**進出候補先国・地域の調査や海外需要開拓・定着、新たな輸出産地の形成等**の取組を支援します。

<事業目標>

「米・パックご飯・加工米飯・米粉及び米粉製品」の輸出の拡大（922億円（35.3万トン）〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 中食・外食事業者や輸出事業者等が海外展開する際の、進出候補先国・地域の調査等の取組の推進 135百万円

新規市場開拓に先立って実施する**市場リサーチからテストマーケティングに至る初期活動**の取組を支援します。

2. 輸出事業者と輸出産地が連携して取り組む海外需要開拓・定着等の取組の推進 570百万円

輸出事業者が輸出産地と連携して行う、**日本産米・米加工品の海外における需要開拓・定着に向けたプロモーション活動**を支援します。

3. 新たな輸出産地を形成する取組への支援 30百万円

輸出を行う産地を拡大させていくため、**輸出事業者と産地をマッチングする仕組**の構築、**新たな輸出産地を形成するための実証等**の取組を支援します。

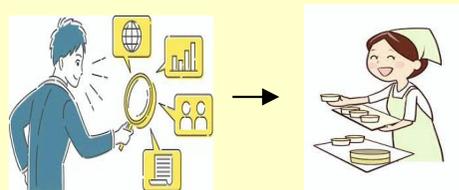
4. 海外規制等に対応する取組への支援 50百万円

残留農薬・重金属検査やくん蒸など、米・米加工品の輸出に際して必要となる**輸出先国・地域が求める規制や海外実需者が求める要件に対応するための取組**を支援します。

<事業の流れ>



【1. 進出候補先国・地域の調査等の取組の推進】



海外での市場リサーチからテストマーケティングに至る初期活動

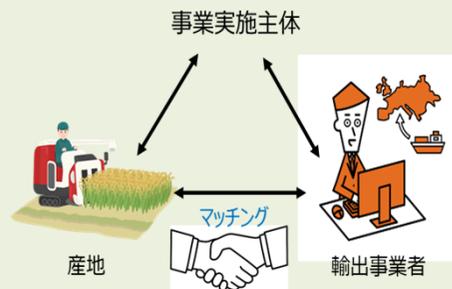
【2. 輸出事業者と輸出産地が連携して取り組む海外需要開拓・定着等の取組の推進】



展示会への出展

商談会への参加

【3. 新たな輸出産地を形成する取組への支援】



輸出事業者と産地のマッチング

【4. 海外規制等に対応する取組への支援】



残留農薬・重金属検査

精米輸出用のくん蒸

APTERRの枠組みを活用したコメ加工品普及推進事業

令和8年度予算概算要求額 30百万円（前年度一）

<対策のポイント>

APTERRを通じた支援の機会を捉え、東南アジア地域において被支援国政府や自治体関係者、現地バイヤー、富裕層等に対して日本の加工米飯の魅力を発信し、我が国の加工米飯の市場を開拓し輸出を拡大する取組を推進します。

<事業目標>

米・パックご飯・加工米飯・米粉及び米粉製品の輸出額（922億円〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 背景・課題

- ① 我が国は、東南アジア地域において大規模災害等の緊急時に米を支援するASEAN+3緊急米備蓄（APTERR）の枠組みの下、通常の精米に加えて災害対応に適した加工米飯（アルファ化米）による支援を実施しています。日本の加工米飯は、被支援国から、品質の良さや調理が簡単にでき災害対応に適している点を高く評価されています。
- ② 東南アジア地域はコメを中心とした食文化であり、今後人口増加や経済成長が見込まれることから、災害用食品・インスタント用食品等として日本の加工米飯が受け入れられるポテンシャルが高いと考えられます。
- ③ 政府間の枠組みであるAPTERRを活用し、相手国政府や自治体も含めたターゲットに加工米飯の魅力を発信しニーズを掘り起こす機会を提供することで、加工米飯の需要拡大と輸出拡大を図ります。

2. 事業の内容

東南アジア地域（APTERRの被支援国等）において、政府間の枠組みであるAPTERRを活用し、日系食品企業等と連携しつつ、被支援国政府及び自治体関係者、現地バイヤー、富裕層等を対象とした市場開拓イベント（プロモーション、マッチング）等を実施します。

加工米飯（アルファ化米）の特徴

- ・ 常温で長期保存が可能
- ・ 調理が簡便、災害対応に優れている
- ・ 一部の商品はハラール認証を取得
- ・ 商品のバリエーションが豊富

事業のイメージ

- ・ 被支援国政府や自治体の災害対応担当者に対して、APTERRでの評価を紹介しつつ、災害用食品としての加工米飯の魅力を発信
- ・ 現地バイヤーや富裕層に対して、付加価値の高いプレミアムなインスタント食品としての加工米飯の魅力を発信
- ・ APTERRにおける日本の貢献も合わせて紹介



期待される効果

- ・ 東南アジア地域において加工米飯の商流が拡大
⇒ 将来の購買層となり得るターゲットも含め、中長期的な米・米加工品の輸出拡大につながる
- ・ APTERRにおける日本の貢献の認知度が向上
⇒ 地域における我が国のプレゼンス維持・拡大につながる

<事業の流れ>



<対策のポイント>

国内で使用が認められている食品添加物等は、他国で使用が認められていない場合があり、添加物や国・地域等ごとに代替添加物を検討するため、使用基準等の情報整理が必要です。さらに添加物等の規制内容は頻繁に改正がされているため、最新の規制情報を把握することが必要となっています。これらの規制情報を整理した**早見表等について最新情報への更新等**を行うとともに、その活用を促進することにより、他国で認められている添加物等への切り替えを行いやすしたり、**包装材や食品表示等食品規制の相談体制を整備**することにより輸出拡大に繋がります。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

1. 食品添加物等の規制調査

令和6年度で作成した保存料等の早見表（用途、使用基準、規格等）等の規制情報の改正状況についてフォローアップをし**最新情報に更新等**を行います。

<事業イメージ>

1. 食品添加物等の規制調査

海外食品添加物規制早見表

乳化剤早見表 乳化剤解説書

用途一覧 乳化剤 国・地域選択 添加物名選択 キーワードを入力 検索

和名	英名	日本	米国	EU	中国	韓国	台湾	香港	シンガポール	タイ	ベトナム	豪州
			(英国含む)									
オクテニルコハク酸デンプンナトリウム	Starch Sodium Octenyl Succinate	指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
キラヤ抽出物	Quillaja Extract, Quillaja Extract	既存	○	○	x	○	○	x	○	○	○	○

保存料等の規制情報の更新等

2. 早見表等の活用促進等相談体制の整備

添加物等の規制情報を整理した**早見表等の有効活用**に向けて、食品製造事業者等に対し代替添加物利用に関する知見の共有等に加え、その他の食品関連規制（包装材、食品表示、食品安全等）に関する課題解決を支援するため、**加工食品輸出に関する添加物や包装材等の食品規制に係る相談体制を整備**します。

2. 早見表等の活用促進等相談体制の整備

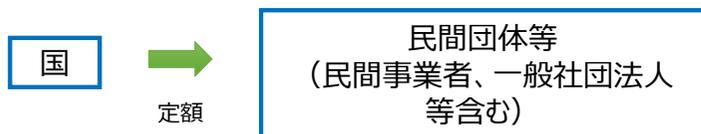
加工食品の輸出に向けた課題例

- ・添加物について自社製品の条件（物性・水分値・pH値等）により、代替添加物の機能発現具合が異なるため、ひとつひとつの検証が大変。
- ・包装材についてEUの包材規制やプラスチック削減条約により従来の容器包材が使えなくなる。
- ・食品表示について国や地域ごとに細かい規定があり個別対応が求められる。



- ・早見表活用の相談対応
- ・出張相談の実施

<事業の流れ>



有害化学物質・微生物リスク管理総合対策事業委託費

令和8年度予算概算要求額 236百万円（前年度 195百万円）

<対策のポイント>

消費者の健康への悪影響を未然に防止するため、農場や食品等の有害化学物質・微生物の汚染実態調査、事業者等と連携した低減対策等の策定を行うとともに、低減対策等の効果検証等を推進します。

<政策目標>

リスク管理の優先度が高いとしている危害要因、品目の組合せごとに、有効で実践可能なリスク管理措置を明らかにし、消費者の健康被害を未然に防止

<事業の全体像>

1. 有害化学物質リスク管理基礎調査事業 155百万円（前年度 124百万円）

2. 微生物リスク管理基礎調査事業 81百万円（前年度 71百万円）

（1. 2. とともに以下の事業を実施）

① 食品を通じて人の健康に悪影響を及ぼす可能性のある有害化学物質・微生物について、食品等の汚染実態を調査します。

② 人の健康への悪影響が懸念される有害化学物質・微生物について、事業者等と連携して実施可能な汚染防止・低減対策の策定・普及を行います。

③ 策定した汚染防止・低減対策の効果検証のため、食品等の汚染実態を調査します。

④ 新たに対応が必要な有害化学物質・微生物について、分析機関の人材育成等の観点も踏まえ、新たな分析法の導入や分析に必要な標準試薬の作製を行います。

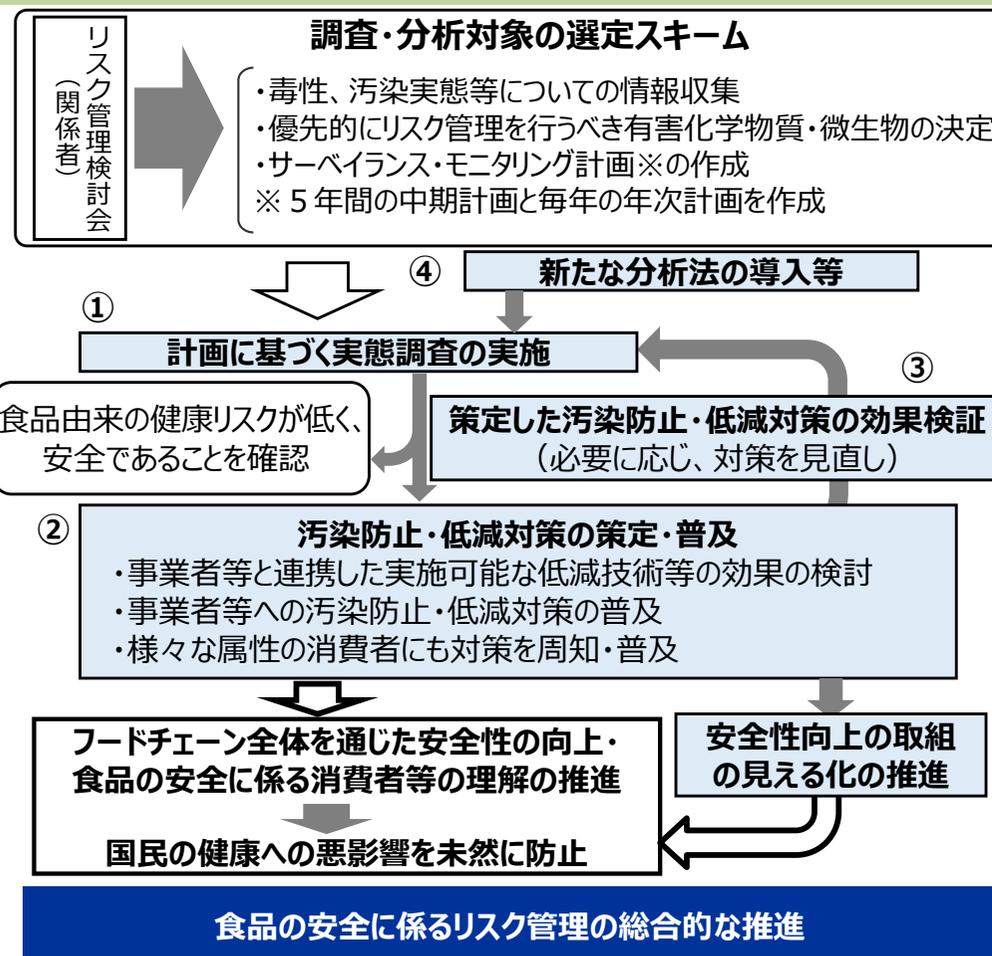
⑤ 輸出重点品目や新たな食料源として国際規格の必要性が検討されている品目を対象に、重点的な実態調査や衛生管理の有効性検証のための調査を行います。

（関連事業）

輸出環境整備推進事業のうち国際貿易の進展に伴う二枚貝の衛生管理方策の検証・普及推進 1,385百万円の内数

国際的な衛生管理基準に整合していくため、我が国のカキの衛生状態の調査を実施するとともに、我が国の実態に即した二枚貝の衛生管理方策を検証・普及します。

<事業の流れ>



輸出植物検疫に係るエビデンスの構築等事業委託費

令和8年度予算概算要求額 67百万円 (前年度 45百万円)

<対策のポイント>

相手国の検疫措置による産地負担が大きい果樹等について、産地が長期的に対応可能な検疫条件の設定及び円滑な輸出検査のため、**病害虫の発生状況等の調査、簡易なリスク管理技術の確立、次世代型植物検疫措置の構築及び遠隔輸出検査技術の実証等**を輸出産地と連携して行います。

<事業目標>

検疫が過度な負担となり輸出拡大が困難な果樹等の新規輸出解禁、輸出検疫条件の緩和及びその後の輸出機会の確保

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 病害虫の発生状況等の調査

我が国では問題となっていない検疫対象病害虫の生態、農産物に対する寄生性等を輸出産地と連携して調査し、エビデンスとして整理します。

2. 簡易なリスク管理技術の確立

相手国から求められている植物検疫措置に関し、輸出産地が長期にわたって実施可能な手法や技術の確立に向けて、それらの効果を証明するためのデータを収集・整理します。

3. 次世代型植物検疫措置の構築

リスク低減効果と環境負荷の低減及び農作物の品質保持が両立する新たな検疫措置を構築します。

4. 遠隔輸出検査技術の実証

栽培地や集荷地での検査が必要な果樹等について、ICT機器を活用した遠隔検査技術の実証を行うとともに、発生予察の情報を含む栽培地の状況等に
応じて行う検査方法を体系化します。

【病害虫の発生状況等の調査】

病害虫の発生実態
果実への寄生性

病害虫の生態や分布

調査

調査

オウトウショウジョウバエ等の病害虫
・我が国産地では被害軽微
・国内被害が小さいためデータ不足
・未発生 of 相手国は警戒し措置要求
・果樹輸出に支障発生

【簡易なリスク管理技術の確立】

(例) 殺菌処理方法の確立

- ・薬剤浸漬による殺菌処理
- ・果実が濡れることによる貯蔵性低下や液体の調製等の処理の作業性が悪い

- ・果実を濡らさない方法による殺菌処理
- ・果実が濡れないため貯蔵性低下が改善
- ・薬液の調製の手間が不要

【次世代型植物検疫措置の構築】

サプライチェーンに含まれる一定の病害虫リスク低減効果が見込める管理

(例)

園地防除

選果

複数の管理手法を組み合わせた検疫措置の評価方法を構築

【遠隔輸出検査技術の実証】

・栽培地検査が必要な場合、人員と移動時間の負担大

ICT機器等を活用した遠隔輸出検査技術により効率的な検疫体制を構築

<事業の流れ>



エビデンスに基づき相手国と協議し、検疫条件の設定・緩和及びその後の輸出機会を確保

木材需要の創出・輸出力強化対策

令和8年度予算概算要求額 249百万円（前年度218百万円）

<対策のポイント>

木質バイオマスの利用環境整備、CLT等の輸出の促進、木材利用の普及啓発の推進、特用林産物の競争力強化等による木材需要の拡大を支援するとともに、合法伐採木材等の流通及び利用の促進を図るための支援等を行います。

<事業目標>

国産材の供給・利用量の増加（34百万m³ [令和5年] → 42百万m³ [令和12年まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

- 1. 木質バイオマス利用環境整備事業** 92 (90) 百万円
「地域内エコシステム」の普及に向けた取組を支援するとともに、林地残材の活用を促進するための環境整備の取組を支援します。
- 2. 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業** 25 (20) 百万円
CLT、構造用集成材等の海外市場におけるテストマーケティングの実践・分析等、2×4工法構造材の輸出拡大に向けたセミナーの開催等を支援します。
- 3. 「クリーンウッド」実施支援事業** 68 (53) 百万円
事業者による合法性確認の取組の支援、専門委員会の設置、違法伐採関連情報等の提供、改正クリーンウッド法の施行状況把握調査を実施します。
- 4. ウッド・チェンジ拡大促進支援事業** 30 (28) 百万円
国産材需要の拡大に向けて、ウッド・チェンジを促進するため、日本の森林資源の循環利用に資する木材利用の意義への認知向上等、普及啓発を推進します。
- 5. 特用林産物の国際競争力強化・生産性向上対策事業** 34 (26) 百万円
特用林産物の生産性向上・新商品開発等の先進的取組とその横展開、輸出先国のニーズ等の情報収集等を支援します。

<事業の流れ>



[お問い合わせ先] (1～4の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2120)
(5の事業) 経営課 (03-3502-8059)

<対策のポイント>

日本産CLT等のグローバル市場における販売力を高め業界全体の成長を後押しするため、**製造・流通・マーケティング等の事業者等が連携した協議会による海外の市場ニーズ・商流等を把握するためのテストマーケティングの実践・分析等の取組を支援するとともに、日本産2×4工法構造材の輸出拡大を図るため、国内工場における海外の格付資格を持つグレーダーの育成に向けたセミナーの開催等の取組を支援します。**

<事業の内容>

1. CLT、構造用集成材等の販売力強化・輸出基盤の構築

日本産のCLT、構造用集成材等について、**製造・流通・マーケティング等の事業者等が連携した協議会**によるアジア・オセアニア地域の市場ニーズ・商流等を把握するための**テストマーケティングの実践・分析**、分析結果等を用いた関係者への普及啓発等の取組を支援します。

2. 2×4工法構造材の輸出基盤の構築（新規）

日本産の2×4工法構造材の輸出拡大を図るため、**国内工場における海外の格付資格を持つグレーダーの育成に向け、セミナー等の開催**や海外の木材検査機関等との協力関係を構築するための取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. CLT、構造用集成材等の販売力強化・輸出基盤の構築



CLT等のテストマーケティングの実践・分析、分析結果等による普及啓発

- > 加工技術
- > 海外販路開拓
- > 広報、プロモーション方法
- > 需要トレンド、等



2. 2×4工法構造材の輸出基盤の構築



グレーダーの育成に向けたセミナー

セミナーの内容（例）

- > 海外の構造材規格・格付規則
- > 海外の検査方法
- > 日本の規格との比較
- > グレーダー資格の取得方法、等

<対策のポイント>

特用林産物の国際競争力強化を図るため、**特用林産物の国内の需要拡大や生産性向上、輸出拡大等に向けた取組**を支援します。

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 特用林産物の需要拡大・生産性向上（拡充）

1. 特用林産物の需要拡大・生産性向上

- ① きのご原木の需給動向に関する情報収集及び需給マッチングを支援
- ② 新技術の採用や川上事業者と連携したきのご・薪炭向け原木の効率的な調達による生産性向上、新商品の開発による需要の拡大等の生産者の先進的取組を支援するほか、効果的な取組の横展開を図るため先進的取組の実装化に向けた研修等の実施を支援



2. 特用林産物の国際競争力強化

2. 特用林産物の国際競争力強化

- ① 輸出産地づくりに向けた生産者団体間の連携強化
- ② 輸出先国におけるニーズの把握並びに衛生管理、プラスチック包装及び表示に係る法令の情報収集



<事業の流れ>

